

自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入及び 3 期社会実証における
自動運転車両調律等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、和光市（以下「本市」という。）が自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入及び 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

本業務は、和光市における自動運転サービスの実現に向け、大型 EV 自動運転バスを購入し、自動運転システムの調整及び実証実験を行うとともに、そこで得られた課題を検証・改善し、自動運転レベル 4 実装に資するデータ等を取得するものである。

- (1) 業務名 ア 自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入
 イ 自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務
- (2) 業務内容 ア 別紙「自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入仕様書」のとおり
 イ 別紙「自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務委託仕様書」のとおり（以下、「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 ア 令和 7 年 12 月 19 日（納入期限）
 イ 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 委託料上限額 ア 96,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
 イ 12,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本プロポーザルは、相関する 2 つの業務を一体として同時に審査し、総合的判断のもと 1 社を選定する

※本プロポーザルで選定された優先交渉権者との契約は、業務アについて和光市議会の議決が必要となるため、プロポーザル実施時点において契約を確約しているものではない

3 実施スケジュール

本プロポーザルは以下の表に提示するスケジュールで実施する。

内容	日程
実施要領等の公表・配布	令和 7 年 9 月 19 日（金）
質問書提出期限	令和 7 年 9 月 25 日（木）正午 まで
質問に対する回答の通知	令和 7 年 10 月 1 日（水）
参加申込書及び企画提案書等提出期限	令和 7 年 10 月 8 日（水）正午 まで

審査（プレゼンテーション）	令和7年10月20日（月）
審査結果の通知	令和7年10月下旬（予定）
仮契約締結	令和7年10月下旬（予定）
令和7年12月和光市議会定例会における議決及び本契約締結	令和7年12月18日（木）（予定）

※上記のスケジュールは都合により変更となる場合がある。スケジュールの変更が生じた場合は、適宜和光市ホームページで案内する

4 参加資格等

本業務のプロポーザルに参加できる者は、参加申込書提出時点で、次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。なお、複数の事業者による提案は認めないものとする。

- (1) 仕様書に定める業務について確実に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
- (7) 下請代金の支払いの遅延、特定資材等の購入の強制等、下請関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (8) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から本市に通報があった者でないこと。

5 質疑応答

本業務のプロポーザルについて質疑がある場合は、下記の提出期限までに質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭での質疑は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年9月25日（木） 正午（必着）
- (3) 提出方法 電子メール

※件名は、「質問：大型EV自動運転バス購入及び3期社会実証における自動運転車両調律等業務（事業者名）」とすること

(4) 提出先 和光市都市整備部公共交通政策室（「12 問い合わせ先」のとおり）

(5) 質問の回答

質問に対する回答については一括して取りまとめ、令和7年10月1日（水）に和光市ホームページにて公開する。なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとし、当該回答への再質問は認めない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式2）

② 会社概要書（様式3）

③ 業務実績調書（様式4）

・業務実績について、契約書の写し又はテクリスの登録確認書を提出すること。

④ 配置予定者調書（様式5）

・配置予定技術者1名につき、1枚に記載すること（両面印刷可）。

・保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類（保険証等）の写しを添付すること。

⑤ 企画提案書（様式6）

・様式内の各項目について、具体的に記載すること。なお、各項目の記載方法は任意とする。

・記載欄の枠は必要に応じて調整を可とするが、企画提案書の表紙を含めて、A4版縦（両面）6枚以内にまとめること。

・必要に応じて図表を用い、明瞭に記載すること。

⑥ 見積書（様式7-1、様式7-2）

(1) 様式7-1：大型EV自動運転バス購入

(2) 様式7-2：3期社会実証における自動運転車両調律等業務

・本要領にて記載の委託上限額の範囲内で作成し、追加や別途の経費が生じないよう見積額を提示すること。

・内訳書、経費計算書（任意様式）を添付すること。

⑦ 納税証明書

(1) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）＜写し可＞

・税務署が発行したもので、申込日前3か月以内のものとする。

(2) 法人市民税の納税証明書＜写し可＞

・申請する事業者が和光市内にある場合に提出すること。

・直近1年分の納税証明で、申込日前3か月以内に交付されたものとする。

※提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること（添付書類は除く）

(2) 提出期限 令和7年10月8日（水） 正午（必着）

(3) 提出部数 正本：1部（①～⑦） 副本：7部（⑤）

※左側 2 か所をステープラーで止めること

(4) 提出方法 郵送又は持参

※郵送による提出の場合、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる方式により提出すること

※持参による提出の場合、受付時間は開庁時間（土日祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に限る

※提出書類は書面で提出するほか、電子データを電子メールで提出すること（令和 7 年 10 月 8 日（水）15 時まで（必着））

※提出先 和光市都市整備部公共交通政策室（「12 問い合わせ先」のとおり）

7 プレゼンテーションの実施

(3) 実施日 令和 7 年 10 月 20 日（月）

(4) 場所 和光市役所

(5) 実施時間

45 分以内（準備 5 分以内、説明 15 分以内、質疑応答 20 分以内、片付け 5 分以内）

(6) 注意事項

※プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容とする。企画提案書提出後の追加提案や追加資料の配布等は認めない。

※プレゼンテーションの実施にあたり、パソコンやプロジェクター等による説明は許可する。その際、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブルは本市が用意するが、パソコン等その他に必要な機器は出席者が用意すること

※プレゼンテーションへの参加人数は、3 名までとする

※プレゼンテーションは、非公開とする

8 候補者の審査

審査にあたっては、各提案者の企画提案書及びプレゼンテーションと見積書（様式 7）による評価の合計点に基づいて順位をつけ、最も高い評価を得た提案者を優先交渉権者とし、次点の事業者を次席者として特定する。なお、応募者が 1 者の場合においても審査を実施し、その評価合計点が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

企画提案書及びプレゼンテーションの採点については、下記に定める企画提案評価基準に基づき、和光市自動運転サービス導入事業に関する事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員がそれぞれ採点を行う。また、見積書（様式 7-1、様式 7-2）による採点については、各業務の見積金額が最も低い提案者に評価点をそれぞれ 10 点付与する。他の提案者の評価点は、最低見積金額との比率により算定する。

企画提案評価基準（配点は選定委員 1 人あたりの数字）

審査基準				
評価区分	業務	評価項目	評価事項	評価点
業務実施体制	アイ	実績・実施体制	・類似業務の実績や成果を十分に有しているか ・業務遂行に十分な人員配置がされているか	5
	ア	提案車両の性能	・提案された車両が、本事業の目的や想定される運行に適合しているか ・車両コスト、運用コスト、将来的な技術拡張性などを総合的に考慮した、妥当な選定理由が示されているか	5
企画提案内容	ア	自動運転システムの性能	・提案された自動運転システムの技術的な優位性が具体的に示されているか ・車両のセンサー構成（LiDAR、カメラ、レーダー等）が、悪天候、夜間、複雑な交通状況など、多様な運行環境において安定した自動運転に寄与するものであるか ・自動運転システムの冗長性（MRM 機能や冗長化システムなど）が確保されているか	5
	ア	機器の保証	・車両本体及び主要な機器（LiDAR、カメラ、レーダー等）について、自動運転の安定運行を継続するために、それぞれ保証期間が十分に確保されているか ・故障や不具合発生時の保証対応範囲（修理、交換、代替品の提供など）が明確に記載されているか	15
	イ	技術提案（社会実証）	・目標である自動運転率 95.21%以上を達成するための自動運転システム調整について、具体的な計画やその妥当性が示されているか ・運転士トレーニング内容について、システム機能、リスク管理、緊急時の対応など、必要な知識が網羅的に含まれており、和光市の運行ルート特有の課題に対する知識が盛り込まれているか ・自動運転技術の主な課題に対し、具体的かつ実現可能な解決策が提案されているか ・検証項目を評価する手法が提案されており、適切であるか ・社会受容性の醸成を目的とした事業説明や PR 方法が示されており、効果がある提案となっているか	20
	イ	技術提案（実現性）	・自動運転レベル 4 の実現に向けた具体的なプロセスが示されているか ・和光市の示すロードマップに対し、実現可能で付加的な	20

			技術提案が盛り込まれているか ・将来的な事業化を見据えた、運用コスト削減策やサービス拡張性に関する具体的な提案があるか	
	イ	サポート体制	・車両納入後、技術的な問い合わせやトラブルに迅速に対応できる具体的なサポート体制が示されているか ・定期的なメンテナンスやソフトウェアアップデートに関する計画が明確であるか	10
	ア	参考見積	評価点＝（最低見積金額／当該見積金額）×10 ※小数第1位を四捨五入する	10
	イ	評価点		10
	合 計（100 点満点）			100

業務ア … 自動運転サービス導入に関する大型 EV 自動運転バス購入

業務イ … 自動運転サービス導入に関する 3 期社会実証における自動運転車両調律等業務

9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの。(郵送の場合は締切日必着)
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 見積額または見積額の積算根拠が不明なもの。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会の委員が認めるもの。

10 契約の締結

本市は優先交渉権者より提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様を確定させた上で業務実施に係る仮契約を締結する。その後、和光市議会の議決を経て、正式に本契約を締結するものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 本業務のプロポーザルに関する書類の作成及び提出、協議に係る費用は、全て参加者側の負担とする。
- (2) 本プロポーザルで選定された優先交渉権者との契約は、和光市議会の議決が必要となるため、プロポーザル実施時点において契約を確約しているものではない。市議会での議決又は承認がされない等の理由により、事業の実施ができなくなった場合、本プロポーザルは無効となる。
- (3) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した参加辞退届（様式 8）を提出すること。

- (4) 全ての提出書類は提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (5) 全ての提出書類は本プロポーザル以外に使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として扱う。
- (6) 提出された企画提案書等は、本業務のプロポーザル実施のための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (7) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (8) 本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (9) 審査経過及び結果に対する異議申し立て、問い合わせ等には一切応じない。
- (10) 全ての提出書類について返却は行わない。また、選定委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。

1 2 問い合わせ先（書類等提出先）

和光市都市整備部公共交通政策室

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話：048-424-9135

FAX：048-464-5577

Email：e0800@city.wako.lg.jp